

《論文》

## 成人脳性まひ者のキャリア継続に向けた意思表明支援の可能性

－職務困難場面および援助要請行動に着目して－

Possibility on Support of Decision Making for Career Continuity of an Adult with Physical Disabilities; Extraction of Difficulties in Job Content or Help Seeking

長野大学社会福祉学部 准教授 丹野 傑 史

### 1. はじめに

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)が施行され、事業者は被雇用者の申請に基づき、合理的配慮を提供することが求められることとなった。合理的配慮は、原則として本人の申請に基づき、本人および事業者双方の合意により提供されるものであり、円滑な合理的配慮のためには、本人からの適切な申請、すなわち支援に対する意思表明が必要となる。

一方で、障害のある人たちが合理的配慮に関する意思表明を行うには、課題も多い。第1に、周囲から見たときの障害の「わかりやすさ」である。相羽・河内・柿澤(2013)は、弱視学生は支援ニーズが高くても実際の援助要請を行っていないことを明らかにし、その要因として、障害学生であることがわかりにくいこと、周囲が支援対象であると気づきにくいことや、本人が支援の申し出に対する拒否に対して不安を抱いている可能性があることと推察している。田中(2018)も、発達障害を例に、障害の状態像が多様であるため周囲から認識されにくいことを指摘している。

第2に、意思表明の必要性に対する気づきである。川上(2018)は、文部科学省における合理的配慮の策定にも関わった高橋知音氏にインタビューを行い、合理的配慮は本人からの申請(意思表明)が原則であるが、特別支援教育では必ずしも意思表明を必要としないため、意思表明の必要性に気づいていない場合もあるとの見解を得ている。石原(2011)も、就労後、『手話通訳は申請しないと

配置してもらえないことに驚いた』と回答した聴覚障害者がいたことを明らかにしている。

第3に、適切な申請である。田中(2018)は、発達障害がある場合、本人自身が状況説明を適切に行おうにも、そもそもそのこと自体が障害特性上難しいとされている部分であると指摘している。西村(2018)は、障害学生本人から合理的配慮の申請に関する意思表明を期待することは難しいとした上で、「本人の意思決定過程を支援すること」、すなわち意思表明支援を行うことが重要であると指摘している。

肢体不自由で目を転ざると、肢体不自由においてもとりわけ脳性まひでは上記のすべてが当てはまるのが予想される。第1の障害のわかりやすさについては、主障害である運動障害については、周囲から気づかれやすく、また物理的な制約に対する支援ニーズも高いため、支援に繋がる可能性が高いことが予想される。実際、内閣府のホームページに示されている肢体不自由者に対する合理的配慮の例を見ても、車いすに対応した机、スロープの設置、物の配置の工夫等の環境面に対するものが多い。一方で、肢体不自由の中でも脳性まひをはじめとする脳性疾患では、図と地の弁別<sup>1)</sup>、目と手の協応動作<sup>2)</sup>等の視覚認知の課題、固執性<sup>3)</sup>や転導性<sup>4)</sup>、統合困難<sup>5)</sup>といった注意の課題を示すことが指摘されている(例えば中司, 1967: 山下・斎藤, 1972)。これらの課題により脳性まひ児は学習上又は生活上の困難を示すことが報告されており、当然職務上でも困難が発生することが予想されるが、運動障害と比べると気づかれにく

いことが指摘されている(例えば塩田, 2009)。

第2の意思表示の必要性に対する気づきについては、脳性まひ者はそもそも自身の身体感覚が薄いことが指摘されている。例えば、原田・渡邊・田村・可知(2015)は、脳性まひ者の多くが、「自分の身体について説明を受けたことがない」と語り、筋緊張を緩和させるための動作がほとんど見られないことを報告している。万歳・前田(2013)からも、身体面の機能低下が見られた多くの脳性まひ者が、労働時間や作業環境ではなく「脳性まひ」のせいであると回答していたことを明らかにしている。また、合理的配慮が本人の申出から出発することを考慮すると、本人がどの程度自覚しているのか、配慮してほしいことを正確に伝えられるか等、本人の支援要請スキルも求められると言える。

本研究では、車いすを使用する成人肢体不自由者(脳性まひ者)を対象に、職務上困難を抱えた場面(以下、職務困難場面とする)および職務困難と支援要請に関する意思表示(以下、援助要請とする)との関係について事例的に検討をする。脳性まひ者が抱える職務困難場面を明らかにするとともに、職務困難の解決方法、援助要請の成否との関係についての検討を通し、脳性まひ者に求められる援助要請スキルの検討および意思表示支援の必要性の検討に向けた基礎的知見を提供することを目的とした。

## 2. 研究の目的と方法

### (1) 対象

一般就労をしている脳性まひ者1名(以下、A氏)を対象者とした。対象者の選定にあたっては、①文書あるいは口頭による意思疎通が可能であること、②現在一般就労をしていることを条件とした。A氏には、口頭及び文書による調査の趣旨、手続き、結果の公表等について説明をし、承諾を得た。

### (2) 手続き

調査は事前の質問紙調査および半構造化面接、および電子メールによって行われた。事前の質問紙調査では、①身体障害者手帳の等級、②現在の生活環境およびADL(日常生活動作, Activities of

Daily Living)の実態について調査した。面接調査では、①職務遂行上の困り感と困り感への対応、②援助要請の有無、③援助要請を行う上での困難について聴取した。

### (3) 調査実施時期

201W年X月～201Y年Z月に3回にわたって面接調査を実施した。各調査時間は80分程度であった。なお、各調査期間の間にも、困難場面に関する電子メールが寄せられた(本人曰く:忘れないように)。この内容については、面接調査にて詳細の確認を行った。

### (4) 結果の分析

聴取内容については、本人の同意の上、逐語録化した。

分析については、①困難場面の抽出、②各困難場面の分類、③援助要請の有無および支援の発生の有無の分類という手続きで行った。①困難場面の抽出については、逐語録データおよび電子メールより、困難だと思われる場面について抽出を行った。②各困難場面の分類については、①で抽出された困難場面についてa)自身の身体面に関すること、b)職場環境に関すること、c)職務内容に関すること、d)職務上の人間関係の4つに分類を試みた。複数のものに分類されそうなものについては、可能な限り1番影響の大きいものに分類した。支援要請の意思表示の有無については、当該事象について直接伝えたこと、当該事象に関連する内容を伝えることで間接的に困難を伝えたこと、援助要請に至らなかったこと、に分類した。分類結果について、事実との相違を対象者に確認した。

### (5) 倫理的配慮

本研究は、長野大学倫理審査委員会の承認を得て実施した(長野大学2017-009K)。

## 3. 結果と考察

### (1) A氏の職務状況

事前面接および面接より明らかとなったA氏のプロフィールは、Table 1に示すとおりである。

A氏は小学校より通常学校に通っており、大学入学時より1人暮らしをしている。大学では障害科学を専攻しており、大学在学時に脳性まひ児の身体的問題や視覚認知等の課題について専門的に勉強するとともに、肢体不自由教育を専門とする教員のゼミに所属していた。

大学卒業後に地方公務員（事務職）として採用されて現在3年目である。最初の2年間は比較的人数の少ない部署に配属されていたが、3年目に

入り、部署が異動となり従来よりも部署の人数、仕事の内容ともに増える状況にあった。また、A氏によると2年目も上司が全員異動となっており、毎年上司が変わっている状況にある。A氏の方で毎年年度初めに、自身の身体状況について簡単に説明をしているほか、年度途中の面談等でも障害の状況については、大学時代の先輩や現在通っている動作法<sup>6)</sup>の訓練会の先生方からアドバイスを受けながら説明をしているとのことである。

Table 1 A氏のプロフィール

性別	女性	年齢（面接時）	20代中盤
診断名	脳性まひ（痙直型）	身体障害者手帳	A2
障害の状況（上肢）	麻痺なし，動作は緩慢	障害の状況（下肢）	つかまり立ち，伝え歩き程度
生活状況	一人暮らし	ADL	すべて自立
就労状況	地方公務員（障害者枠）	移動方法	電動車いす
就労年数	3年目		

## （2）職務困難場面の抽出および分類

A氏が面接等であげた、職務困難場面をTable 2に示した。職務困難場面については「本人が職務を遂行する上で困難を感じた場面」として聴取しており、職務の成否とは必ずしも直結しない。また、Table 2には、発生した職務困難に対して援助要請につながったか否か、まだ支援があったか否かについても示した。

Table 2に示したとおり、13の職務困難場面

が析出されたが、1年目にほとんどの困難（10件、77.0%）発生しており、2年目は1件、3年目は2件析出された。ただし、1年目に発生した10件の課題のうち、具体的な支援が展開されているのはNo.1と2の2つだけであった。また、13の困難場面について困難の分類を試みたところ、c) 職務内容が最も多く（8件、61.5%）と多く、b) 職場環境に関する困難のみ、単独では発生していなかった。

Table 2 A氏の職務困難場面

No	困難発生時期	職務困難の内容	困難の分類	本人が考える困難の要因	援助要請	支援・配慮
1	1年目	全身の筋緊張の強まり	a	長時間の座位	○	○
2	1年目	左足の緊張および内転	a	緊張, 注意への不安	△	○
3	1年目	作業スピードが遅い	a	行動が遅い, 脳性まひ?	△	△
4	1年目	慣れるのに時間がかかる原因を自分で見つけられていない	b, c, d	脳性まひ?	×	×
5	3年目	窓口対応や電話にあまり出られていない	b, c	反応が遅い	△	△
6	1年目	職場で注意されることが多い	c	要領が悪い	×	×
7	3年目	必要書類の作成に時間がかかる	c	視知覚の課題	×	×
8	1年目	もっと積極的に動いてほしいと言われる	c	要領が悪い, 本人の理解不足	×	×
9	1年目	手際が良くない	c	行動が遅い, 理解不足	×	×
10	1年目	相手の話の内容がわからない	c	脳性まひ? 理解不足?	△	△
11	1年目	複数の人と話し合う時、話の結論がわからないときがある	c	本人の理解不足, 同時処理の困難	△	△
12	1年目	周囲の人とのやりとり	d	脳性まひ?	△	△
13	2年目	周りに迷惑をかけていることがとても気になる	d	状況理解がうまくできない	×	×

※困難の分類：a)身体面、b)職場環境、c)職務内容、d)職務上の人間関係

※援助要請：○援助要請を行えた、△間接的に伝えた、×援助要請に至っていない

1) 身体面の困難：身体面の困難については、「全身の筋緊張」(No.1)と「左足の緊張及び内転」(No.2)、「作業スピードが遅い」(No.3)があげられた。A氏によると、No.1とNo.2は長時間同じ姿勢を保持することからくる筋緊張および痛みの発生が背景にあり、No.2については上記理由に加えて、職務上注意を受けることが多く、そのことに対する不安と緊張もあるのではないかと述べた。両項目に関連して、2年目の途中で上司に『体に痛みが出た場合、和室で横になれると助かる』ということ伝えており、上司からは『体が一番大事なので、勤務時間中でも辛かったら横になってよい』との許可を得た。3年目に部署を異動となった際には、年度当初に同様の相談を新上司にしたところ、『長時間の同じ姿勢はしんどいでしょう。休みたい時はいつでも言っていていいですよ、甘えではないからね。』と言ってもらえ、上司と相談の上、午前と午後に1回30分ずつ横になる時間をもらえることとなった。脳性まひ者は、加齢

によりADL機能の低下や仕事に関する能力の低下が見られることが報告されている(例えば関谷, 1992; 丹野・岩崎・大城・神・和田, 1999)。特に、就労している脳性まひ者について、成人健常者に近い生活をしているも人ほど頸髄症<sup>7)</sup>の進行が早いとの報告もある(多和田・万歳・小川, 1995)。A氏自身、主治医やりハビリの担当者、動作法の訓練会の先生方より日々の身体ケアの重要性を指摘されており、追加で許可された横になる時間にストレッチ等を行うなどケアの時間に充当していると述べた。なお、No.2について、注意されると緊張する旨は伝えていないためTable 2では援助要請について△とした。

No.3の「作業スピードが遅い」ことについて、脳性まひ者の場合、指先の細かい制御が困難となるため、上肢の動きを体幹でコントロールしようとし、結果として運動時間が長くなるとの指摘がある(Figueiredo et al, 2015)。A氏自身も明確な麻痺症状を呈しているわけではないが、動きは非

常にゆっくりであると本人は自覚している。作業が遅いことについては、部署全体への影響もあるため、A氏は、上司に対して『手指を含め、体の動きがよりゆっくりになっており、短時間で大量の作業をこなすのが難しくなること』(2年目)、『動作がゆっくりしていて業務(特に手作業)には時間がかかること』(3年目)と相談報告ができています。そのためか作業が遅いことについては上司からは特に何かを言われることはないため、理解をしてもらっているのではないかと感じている。

A氏の就労先は地方公務員であり、障害者差別解消法第7条第2項により、合理的配慮の提供は義務となっている。本調査は、A氏本人を対象としており、第7条第2項の規定があるから休憩時間の確保が認められたか否かまでは検証できていないことを付記する。

**2) 職務環境に関する困難：**職務環境に関する困難としては、「慣れるのに時間がかかる原因を自分で見つけられない」(No.4)、「窓口対応や電話に出られていない」(No.5)の2つが分類された。また、いずれの困難も職務内容と関係していると思われた。

No.4について、元々A氏は環境に慣れるのに時間がかかるタイプであったと自認しており、学校時代(中学、高校、大学)は環境に慣れたと感じるのが卒業する年の夏頃であったと述懐している。それに比べて、職場では上司も含めて人の異動が毎年度起り、3年目には自分自身が異動となり職務内容も変わるなど、対応が追いついていない様子がうかがえた。

一方のNo.5は3年目になって生じた職務困難である。2年目までの部署ではパソコン作業や手作業が業務の中心であったが、3年目の部署では電話対応、窓口対応ともに主要業務の1つとなっている。窓口対応については、座席配置上自分よりも窓口に近い座席に座っている人がいるため、その方が窓口に出ている状況とのことであった。A氏は職場では電動車いすを使用しており、移動に加えてブレーキ等の操作もあるため、どうして

も他の人よりも反応が遅くなる。電話についても、共用の電話を使用しており電話を取るためには立ち上がる必要がある。車いすからの立ち上がりには時間がかかるため、なかなか電話を取ることができないとのことであった。

**3) 職務内容に関する困難：**職務環境に関する困難としては、「職場で注意されることが多い」(No.6)、「必要書類の作成に時間がかかる」(No.7)、「もっと積極的に動いて欲しいと言われる」(No.8)、「手際がよくない」(No.9)、「相手の話の内容がわからない」(No.10)、「複数の人と話し合う時、話の結論がわからないときがある」(No.11)の6つが抽出された。このうち、No.6については、A氏に限らず就業1年目で職務に慣れるまでは起こりうるものと考えられるが、この他の困難場面については、脳性まひによる視覚認知の課題(図と地の弁別、目と手の協応動作)、注意の課題(固執性、統合困難、転導性)が関係していると想定された。

視覚認知の課題として分類できたのが、「必要書類の作成に時間がかかる」(No.7)である。当該職務困難場面は、紙の資料を元手にエクセルに必要情報を入力し、資料を作成する場面で困難が生じた。A氏によると、『頭の中が混乱して、エクセルのどの箇所を見ているか、カーソルをどこにおいて良いかわからなくなりました』とのことであった。前の部署においても、エクセルでの作業があり苦戦しながらも本人としてはやれていたと感じていたが、今回は完全に混乱をきたしたと述べた。混乱をした要因としてA氏自身は、エクセル上で入力すべき箇所が一方(例えば上から下)ではないため、あちこちに視線を移動しなければならないこと、紙と画面との往復のため余計に視線移動が発生し、『何をやっているのかわからなくなって混乱してしまった』と振り返った。また、作業の際には指導をしてくれる同僚(ほぼ同年齢)がいたものの、自分の作業が遅いため『ちゃんと紙や表の該当箇所を見ていない』と注意を受け、余計にあたふたしてしまったこと、そのことでさ

らに厳しい叱責を受ける結果となったと述べた。

注意の課題として分類できたのは、No. 8～11であった。このうちNo. 8とNo. 9について本人は積極的に動きたいという意識があるものの、ある業務に従事しているときになかなか他の業務に目が向かないことがあげられた。特に、No. 9の「手際がよくない」については、作業スピードの遅さとは関係なく手際の悪さを感じていた。A氏は大学時代の教員のアドバイスに基づき、職務の内容や納期、緊急度等に応じて自分のスケジュールを管理するよう工夫しているが、緊急の案件が入ってきたときに処理が追いつかなくなるという。『どちらかという慎重である』という本人の性格もあるが、性格の形成過程も含めて脳性まひ特有の固執性が関与していることが想定された。

一方のNo. 10については、『他の職員さんから業務の説明を受けていた時、1つ1つ説明の内容はわかるのに、結局何の話をされたのかわかっていないことがある』、No. 11については『会話が「△△のようになるといいのではないかな?」で終わったような状況で、△△が結論なのか、まだ話の続きがあるのか、わからないことが多い』とのことであった。上記2点について、1つ1つの要素については理解ができるのに全体としては理解できていないという状況であり、統合困難が関係していると思われる。

**4) 職務上の人間関係：**職務上の人間関係に関する困難としては、「周囲の人とのやりとり」(No. 12)、「周りに迷惑をかけていることがとても気になる」(No. 13)の2つが分類された。いずれの困難についても、単独で発生していると言うよりも、No. 1～No. 11の困難との関係から生じているものであった。例えば、A氏自身は様々な背景

はありつつも、『自分自身の作業が遅く迷惑をかけている』という認識を持っている。また、すでに述べたように、困難の解消に至っている内容はほとんどなく、解決の方略も目処が立っていない。上司からは作業が遅いことについての注意等は受けていないが、A氏は何とかしたいとの意向を持っており、困難としてあげた。

No. 12については、『状況に応じて柔軟に対応すること。誰に、何をどのくらい伝えるか。伝えるタイミングなどで注意を受けることが多い』と述べている。No. 8～11にあげたような脳性まひの固執性や統合困難等の問題も絡んできていると思われる。

### (3) 職務困難場面と援助要請行動

Table 2から明らかのように、A氏の職務困難場面は多岐にわたるが、明確な援助要請に結びついたのはNo. 1のみであった。多くの支援困難については援助要請や支援につながっていないことがわかった。そこで、支援要請行動が明確に行えた場面、間接的に行えた場面、支援要請が難しかった場面に分けたところ、Table 3のように分類できた。援助要請に対する支援や配慮は基本的に生起しているものの、援助要請の内容が一部(内容あるいは対象)にとどまっているものについては、結果として支援や配慮になっていないものも見られた。また、援助要請を行っていない支援は発生を認められなかった。援助要請について要請を行うためには、職務困難場面とその背景要因に対する自覚や説明可能かといった個人に帰結する問題に加えて、職場の人間関係も関係してくる可能性が示唆された。なお、Table 3の番号はTable 2と一致している。

Table 3 援助要請行動の生起

援助要請	No	援助要請できた (できなかった)理由	援助要請内容	支援・配慮
できた	1	・身体の問題は深刻であるとの認識 ・先輩、医師からのアドバイス	・長時間同じ姿勢が辛いこと ・横になって休む時間があると助かること	・辛くなったら申し出る(2年目) ・午前と午後30分ずつ横になる時間の許可(3年目)
	2	・1と同様		
	3	・以前より課題と感じていたため ・具体的な支援内容は要請できず	・脳性まひで上肢の動作がゆっくりであること(上司にのみ報告) ※配慮、支援の要請はしていない	・ゆっくりやっていたと言われている(上司)
間接的にできた	5	・原則自分が対応しなければいけない場面があり、自分がやりやすいように工夫する必要があると感じたため ・窓口対応については対応できていない(援助要請していない)	・電話台を自分の方向に向け、低い位置にしておくことを周囲に依頼する	・電話台の向きの許可
	10	・業務が滞ったり、何度も聞くことで上司に迷惑をかけることとなるため	・人の話を聞いていて、内容を要約できない、あるいは、正確に把握できていない場合があること	・わからなくなったらいつでも質問してもいいと言われている(2年目、上司)
	11	・11と同様		
	12	・11と同様		
できなかった	4	・原因も対応も自分でわからないため		
	6	・4と同様		
	7	・視知覚の課題をどう伝えるべきか、自身の状況も含めてわからないため		
	8	・7と同様		
	9	・7と同様		
	13	・4と同様		

※NoについてはTable 2と共通である

1) 支援要請が明確にできた場面：支援要請ができた場面は、自身の身体問題に関するものであった。従来、脳性まひ者の運動能力等の低下が見られる時期については、30歳代が多いとの先行研究の結果もあるが(辰巳・峰松, 1994; 関谷, 1992)、A氏は就労して3年目で20代中盤であり、先行研究に比べると非常に若く困難場面が生じていた。パソコン作業が中心で基本的に座り続ける仕事であり、活動量が少ないことが要因として考えられた。

要請通りの支援が発生した理由については、A氏が車いす使用の脳性まひ者であり、自身に身体の痛みがあったこと、周囲から見たときに身体面に課題があることがわかりやすかったことが想定できる。元々、A氏自身は筋緊張や緊張に伴う

痛みについて『いつものことだ、辛抱できる(辛抱しなければ)』という思いが強く、『自分の身体がどのくらい辛いときに、休みたいと言えばいいのか(言ってもいいのか)わからない』と述べていた。一方で、A氏自身は大学在学時より脳性まひについて勉強しており、身体へのケアが重要であることについて理解があった。また、定期的に動作法の訓練会に参加するなど、身体面に対する意識も高かったため、躊躇しながらも援助要請につながったと思われる。特に3年目の上司については、相談を受けて休業時間以外にも午前午後には休憩の時間をとり横になる時間(車いすから降りてリラックスし緊張を和らげる時間)をとることを許可している。緊張自体は脳性まひという障害の宿命なものもあり、加齢に伴う機能低下への対

応を求められることとなるが、現状で予防的な対応は行えているといえる。実際に、就業中にリラックス(ストレッチ等)を行うようになってから、動作法の訓練会でも身体面の変化について指摘されるようになったことから、非常に重要な機会になっていると推察される。

**2) 支援要請が間接的に行えた場面：**支援要請が間接的に行えた場面については、支援してほしいこと(自分が難しいこと)の一部のみを伝えたものと、援助要請を伝えた相手が一部であったものに分類された。支援要請の内容が一部であったものについては、脳性まひ特有の視知覚の課題が関連していた。

援助要請を伝えた相手については、Table 3に示したように、基本的には上司のみであり、同僚には十分に伝えていない。そのため、例えば、No.3やNo.9の困難に対して、上司からは『自分のペースでやってよい』『急がなくてよい』と言われ急がないように気を遣ってもらっていると感じているものの、年齢が近い同僚等には伝えていないため、自分と違うペースで業務をこなす必要に迫られたり、イライラさせてしまっているとA氏は感じている。

自身の障害の状況を周囲に開示することは「障害開示(disability disclosure)」と呼ばれている(Fichten et al, 1996)。富田・相羽・河内(2010)は、全盲学生が周囲と上手に対人関係を構築するためには、障害の説明や援助要請を含む障害開示を積極的に行うことが大事であることを指摘している。奈良・相羽・佐藤・岩池(2016)も視覚障害学生の実習場面において、障害のことを伝えていなかったために、弱視者特有の行動(文字を読むときに非常に近くに見る、文字を書くときに字を揃えて書くことが難しい等)について注意を受けて困ったことを明らかにしている。

一方で、中村(1986)は、自己開示に関わる研究の中で、開示内容によってはむしろ負の効果を及ぼすことを明らかにしている。有川・鶴巻(2012)は大学生に対して調査を行い、障害のイメージ像

が十分でない場合否定的な態度になる可能性を明らかにした。また、A氏が障害開示を行っていない背景として、自身の障害状況についてどこまで理解してもらえるか不安があること、支援要請の結果として自身の職務分担が減り同僚の職務分担が増えてしまうことを危惧している。この点は、No.12やNo.13の職務困難とも関連しており、その不安から同僚に対する援助要請につながっていないことが明らかとなった。不安の低減のための支援方略、すなわち意思表示支援の必要性が示唆された。

次に、支援要請の内容が一部であったものについては、具体的な支援要請をA氏が思いつかなかった内容があげられた。A氏は大学時代に障害について勉強していることもあり、自身の職務困難場面やその背景要因についてまでの分析はできている様子が見られたものの、解決策を導くには至っていない。すなわち、『どのような支援をしてもらえばいいかが自分でもわからない』状況にある。このような状況下での援助要請は「業務負荷の軽減」「自己の障害(場合によってはネガティブな情報)の一時的な開示」につながる可能性もあり注意が必要である。今後は、専門家も交えた支援方略の検討、および職場での実施可能性について検証していく必要がある。

**3) 支援要請が難しかった場面：**支援要請が難しかった場面では、脳性まひ特有の課題が関係している内容が多く上がった。A氏は支援要請に至らない背景について、『どこからどこまでが視知覚の課題によるものなのか(脳性まひ者の障害特性)』『理解してもらえるかどうか不安』と述べている。すなわち、自身も障害の状況を把握し切れていないこと、相手に伝わるかの不安が援助要請を行えていない背景としてあげられた。すなわち、基本的には2)の支援要請が間接的に行えた場面における、伝えきれなかった部分と同じ理由が存在しているといえる。

視覚障害者に対する調査では、富田・相羽・河内(2010)では、全盲学生が単に苦労している様子を

開示するだけでは、健常学生の持つ交流への戸惑いを助長させ、結果的に健常学生から迷惑と認知されてしまう可能性があることを明らかにしている。また、相手に通じるかどうかは援助要請をためらう要素であることが指摘されている（例えば、相羽・河内・柿澤, 2013）。一方で、水野（2014）は、聴覚障害者と一緒に働く健聴者が「聴覚障害者のコミュニケーション方法に関して希望があれば遠慮なくいつてほしいと思っているが、どのような希望があるかわからないとわからない、こちらからは希望を聞きにくい」と考えていることを明らかにしている。合理的配慮の原則からも、自身で支援依頼を行う必要があると言える。

A氏の場合、車いす使用者であり下肢の障害という目に見えやすい障害がある一方で、上肢には基本的に麻痺がない。動作は緩慢であるが、これが障害によるものなのか、個人の特性によるものなのかは受け手によって印象が変わってくるのが予想される。特に、No.7の背景にあるような視知覚の課題については、脳性まひ者に限らず得意不得意があることは事実であり、どこからが“障害”となるのかについてはある程度客観的な指標が必要になってくると思われる。例えば、視線移動の特徴等について明らかにすることにより、A氏のような脳性まひ者がエクセル等の作業を行う上での課題を明確にすることを通じて、援助要請のための意思表示支援の可能性について検討する必要があるであろう。

また、A氏の職務困難の背景に存在すると思われる視知覚あるいは注意の課題は、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、アスペルガー症候群(ASD)でも困難として呈することが知られるようになってきた。脳性まひでも同じような実態像を示すことがあることを周知するとともに、共通の支援が使えることで支援に対する負荷を下げるような働きかけをしていくことを考えていくことが重要であると思われる。

#### 4. おわりに

本研究の結果から、職務困難の生起と援助要請

行動の成否は必ずしも結びつかないことが示唆された。先行研究で指摘されているように、援助要請行動を分ける状況として「本人の認識」「周囲から見たわかりやすさ」「本人が状況を適切に説明できるか」という3点を指摘することができた。

本研究は、1事例の研究であり、なおかつ本人が身体面についても視覚認知についても、困難の自覚がある事例であった。自覚があるからこそ、前者は支援の意思表示につながり、後者は支援の意思表示の躊躇につながったともいえる。今後は、1つ1つの場面の分析や振り返りをしながら、必要に応じてパソコン作業中の視線移動の状況や職務遂行中の姿勢の変化等をモニタリングするなど、本人が困難の自覚から、明示的に合理的配慮の意思表示ができるような支援方法を模索していく必要がある。

また、本研究の結果（合理的配慮の提供が義務化されている公務員の事例）から、例え合理的配慮の提供が義務化されたとしても、最終的には本人からの申し出が重要であることも明確になった。今後は、A氏に対する調査を重ねるとともに、障害種あるいは職種の違い等も検討しながら、合理的配慮の円滑な提供に向けた取り組みを積み重ねていくことが必要であるといえよう。

#### 付記

本研究は、平成29年度長野大学研究助成金(準備研究)の成果の一部である。

#### 註

- 1) 図と地の弁別: 図地の関係 (figure-background relationship) や形と余白の関係 (form and space relationship) を正常に弁別することが困難な状態 (中司, 1967)。図表の読み取りや図形認識に困難を示すことがあり、実生活では掲示物や地図の読み取りに困難を示すことが考えられる。
- 2) 目と手の協応動作: 視覚的な手掛かりに基づいて、手の運動を適切に調整する能力 (北川, 2011)。脳性まひ児者の場合、協応動作に課題以前に、図と地の弁別のように視覚的な情報処理に課題を示す、あ

るいは上肢の麻痺に起因する運動の困難さを示すこともある。

- 3) 固執性 (perseveration) : 状況の変化に速やかに対応することができず、ある事柄から別の事柄への転換、以降が難しい様子(川間, 2015)。注意の切り替えが難しかったり、1つの事柄の細部が気になって先に進めなかったりするなどの状態像を呈する。
- 4) 転導性 (distractibility) : 必要かつ本質的な刺激に注意を向けることができず、不必要な刺激に容易に注意が向いてしまうこと(川間, 2015)。授業中や会議中などに、発言者や資料に注意を向け続けることが難しく、他の刺激(電話の音等)に注意が向いてしまうことがある。
- 5) 統合困難 (distractibility) : ある事柄について、1つ1つの事象については理解することができるが、全体として構成を捉えることが難しい(川間, 2015)。例えば、文章において1つ1つの段落の意味を問うと適切に回答できる場合でも、文章全体を要約することに困難を示すことがある。
- 6) 動作法 : 臨床心理学者の成瀬悟策が提唱した、脳性まひ児の身体運動を理解し、不自由さや動きの困難を改善する目的で開発された心理リハビリテーションである(成瀬, 1973)。元々は、動作訓練と称していたが、脳性まひ以外にも対象を広げる中で、現在は動作法と称している。各地で、定期的に訓練会が開催されており、A氏は小学校時代より訓練会に通っているとのことであった。
- 7) 頸髄症 : 骨棘や椎間板ヘルニアなどによる脊髄慢性圧迫が原因で起こり、手のしびれや巧緻運動障害が生じる(市原・大木・森田・宮崎・桜本・河野・田口, 2012)。

## 5. 引用文献

相羽大輔・河内清彦・柿澤敏文「移動、読み、書きに関する援助要請課題における弱視学生の支援ニーズ、援助要請意図、個人要因の関連について」『障害科学研究』37, 2013, pp. 27-37.

有川宏幸・鶴巻綾「発達障害児・者との接触経験が態度に及ぼす影響について-N大学に在籍する大学生を中心に-」『新潟大学教育学部研究紀要. 人文・

社会科学編』4 (2), 2012, pp. 137-143.

Fichten, C.S., Lennox, H., Robillard, K., Wright, J., Sabourin, S., & Amsel, R. "Attentional Focus and Attitudes Toward Peers with Disabilities: Self Focusing and A Comparison of Modeling and self-Disclosure" Journal of Applied Rehabilitation Counseling Vol. 27, No. 4, 1996, pp. 30-39.

Figueiredo, P.R.P., Silva, P.L., Avelar, B.S., da Fonseca, S.T., Bootsma, R.J., & Mancini, M.C. "Upper limb performance and the structuring of joint movement in teenagers with cerebral palsy: the reciprocal role of task demands and action capabilities" Experimental Brain Research Vol. 233, 2015, pp. 1155-1164.

原田拓・渡邊晶規・田村将良・可知悟「成人脳性麻痺患者の二次障害に対する理学療法」『名古屋学院大学論集 医学・健康科学・スポーツ科学篇』4 (1), 2015, pp. 31-38.

市原和彦・大木順司・森田英隆・宮崎誠也・桜本逸男・河野俊一・田口敏彦「頸髄症の自然経過と中心性頸髄損傷の発症メカニズムの解明」『脊髄外科』26 (1), 2012, pp. 98-100.

石原保志「卒業生調査にみる本学におけるキャリア教育への示唆」『筑波技術大学テクノレポート』18 (2), 2011, pp. 83-87.

川間健之介「肢体不自由の心理特性」安藤隆男・藤田継道編著『よくわかる肢体不自由教育』ミネルヴァ書房, 2015, pp. 24-25.

北川貴章「用語集」筑波大学桐が丘特別支援学校編著『肢体不自由のある子どもの教科指導Q&A～「見えにくさ・とらえにくさ」をふまえた確かな実践～』ジヤース教育新社, 2011, pp. 112-115.

万歳登茂子・前田勝彦「脳性麻痺二次障害の現状と課題-医療面を中心とした実態調査報告から-」『愛知医療学院短期大学紀要』4, 2013, pp. 1-6.

水野映子「聴覚障害者が働く職場でのコミュニケーションの問題-聴覚障害者・健聴者に対するアンケート調査をもとに-」『Life Design Report』210, 2014, pp. 4-15.

中司利一「脳性まひ児の知覚・思考及び概念形成の障

- 害]橋本重治編『脳性まひ児の心理と教育』金子書房, 1967, pp. 39-63.
- 中村雅彦「自己開示の対人魅力に及ぼす効果(2) - 開示内容の望ましさの要因に関する検討 -」『実験社会心理学研究』25(2), 1986, pp. 107-114.
- 奈良里紗・相羽大輔・佐藤由希恵・岩池優希「大学における弱視学生の実習経験に関する調査 - 教育実習・医療実習・福祉実習・保育実習を中心に -」『障害者教育・福祉学研究』12, 2016, pp. 1-6.
- 成瀬悟策『動作訓練の理論 脳性マヒ児のために』誠信書房, 1973.
- 西村優紀美「大学における発達障害大学生支援」『明星大学発達支援研究センター紀要 MISSION』3, 2018, pp. 6-8.
- 関谷博之「脳性麻痺者の加齢に伴う二次障害の予防と対策」『理学療法』26, 1992, pp. 675-682.
- 塩田順子「脳性まひ児に対する学習上の困難に対する通常学級教師の気づき」『平成20年度筑波大学教育研究科修士論文』2009.
- 川上ちひろ「【インタビュー】支援の誤解とポイント 発達障害支援の第一人者 高橋知音先生に聞く」『看護教育』59(10), 2018, pp. 858-872.
- 田中真理「教育における合理的配慮のニーズと課題」『教育と医学』785, 2018, pp. 12-19.
- 丹野雅彦・岩崎光茂・大城みわ子・神祐道・和田誠之「成人脳性まひの愁訴, 能力低下について」『総合リハビリテーション』27(10), 1999, pp. 967-972.
- 辰巳三代子・峰松博文「脳性まひと加齢 - 身体的・社会的・QOL側面 - (老化と作業療法)」『作業療法ジャーナル』28(4), 1994, pp. 276-281.
- 多和田忍・万歳登茂子・小川鉄男「成人アテトーゼ型脳性麻痺の頸椎MRI所見と生活環境の検討」『総合リハビリテーション』23, 1995, pp. 31-35.
- 富田朝未・相羽大輔・河内清彦「全盲学生に対する対人魅力に及ぼす障害開示条件の効果」『障害科学研究』34, 2010, pp. 33-43.
- 山下皓三・斎藤秀元「脳性まひ児における学習レディネスの阻害と矯正」橋本重治編『肢体不自由教育概説』金子書房, 1973, pp. 107-135.